

5. 入会金の特例に関する内規

制定 平成21年 5月12日

改正 平成21年10月 1日

「正会員の入会に関する規程細則」第6条(入会金の特例)第2項の特別な事情等がある場合の取り扱いに関して、原則として以下のように定める。

1. 新規入会の場合の資本金に関する入会金の取り扱い基準

会社の資本金の額	入 会 金
5億円未満	100万円
5億円から50億円未満	200万円
50億円以上	300万円

2. 前号のほか、次の事情による場合の入会金の取扱基準

- (1) 会員企業の本関係部門の一部を分社した場合
入会金は0円とする。
- (2) 以前会員企業であった会社(関係子会社も含む。)が再入会した場合
入会金は50万円とする。

<参 考>

正会員の入会に関する規程細則(抜粋)

(入会金の特例)第6条 第4条その他の入会として扱う場合の入会金の取り扱いについては、「入会金等規程」第1条の規定にかかわらず、同条に定める金額の50%とする。

- 2 前項に規定するほか、特別な事情等がある場合の取り扱いについては、「入会金等規程」第1条の規定にかかわらず、理事会が承認した額とする。